

令和元年6月5日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04249

研究課題名（和文）スウェーデン福祉社会における「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界域の分析

研究課題名（英文）An analysis of the overlap between "government" and "market, civil society, and family" in Swedish welfare society

研究代表者

吉岡 洋子 (Yoshioka, Yoko)

大阪大学・人間科学研究科・招へい研究員

研究者番号：80462018

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、スウェーデンにおける「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界域で、2000年以降生じている事象とその論点を調査し、整理分析を行った。インタビュー調査等の結果、多セクターの役割拡大というよりも、介護ニーズ判定の枠外での、政府（自治体）による他セクターとの連携事業の拡大、一方でインフォーマルな支え合い等の浸透という、法制度や統計に表れにくい変化や現状が見出された。高齢者介護が現在も、必要な場合は公的責任で提供されており、家族や市民社会の役割とは明確に区別されていることが、その土台となっていた。分析結果を踏まえて、スウェーデン福祉社会の今日的な構造について考察し、日本への示唆を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義として、スウェーデンにおける「政府」と「市民社会・家族・市場」の境界域という先行研究が少ないテーマについて、現地調査等で獲得した新しい知見は、社会福祉研究、政治学、北欧研究等の複数の学術分野における福祉社会展望の議論に貢献できる。特に、フィールドワークで得た地域実践の動向は有益と考えられる。社会的意義として、政府の役割が大きいスウェーデンでの公的責任のあり方の議論、近年の変化の多様な例（個別具体的な施策、市民の地域実践等）を示すことで、いま日本の実社会で大きな課題となっている公民の連携や役割分担に関する議論・実践に、具体的な示唆や提言を提供することができる。

研究成果の概要（英文）：This study focused on the overlap between "government" and "market, civil society, and family", and investigated a wide range of occurrences and their contexts since the year 2000 in Sweden. As a result of these interviews and fieldwork, the following were discovered mainly out of the care needs assessment framework, and are as follows: a clear development of municipal collaboration with other sectors rather than an increase of new practices within other sectors; and the penetration of traditional informal mutual support, both of which are hardly evident in official legislation and statistics. The aforementioned findings were based on remaining public responsibility for eldercare, and the public's extraordinary trust in that, which can be clearly delineated into the role of family and civil society. The analysis allowed for the consideration of the current structure and features of the Swedish welfare society, and its future outlook and suggestions to Japan can now be explored.

研究分野：福祉社会学、市民社会論

キーワード：福祉社会 スウェーデン 政府 市民社会 家族

1. 研究開始当初の背景

応募者が主な研究対象国とするスウェーデンは、政府の役割が非常に大きい福祉国家である。スウェーデンでも 1990 年代以降は福祉国家の変容に伴い、市場・市民社会・家族の役割が一部問い直される側面もみられる。“Privatization や Re-familialization の進行”を懸念する議論 (Meagher & Szebehely 2013 “Marketisation in Nordic Eldercare”) もある。しかし他方で、興味深いことに先行研究の多くは、スウェーデンにおける福祉国家の中核的領域の維持を強く指摘している。

現地の先行研究の特徴として、政府以外のセクターに関する公的統計の絶対的不足という基本的問題がある。加えて、市場化等のテーマはイデオロギー論争に陥りがちで、社会福祉分野では公的責任減退を強く懸念する意味でも他セクターを殆ど研究対象化してこなかった経緯もある。現地で、Ersta Sköndal 大学等の一部の研究機関が研究成果を増しつつあるものの、「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界や関係性の検討は更に必要とされる。

応募者は約 15 年、主に市民社会の視点からスウェーデンの福祉研究（高齢者、児童家庭福祉）に取り組んできた。そのなかで、企業等による介護認定外での家事援助サービス（税控除）制度（2007 年）、市民社会と政府の「協定」（2008 年）、家族介護者への支援策拡充（2000 年代～）等、「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界域での動向を知り、関心を抱き始めた。それらは、社会全体ではニッチ的な変化かも知れないが、この境界域の丁寧な分析は今後の福祉社会を展望する際に有益であると確信し、本研究への発展を着想した。福祉国家の中核的な枠組みが維持され、大きな政府との境界域で小規模な変化がみられる段階のスウェーデンを対象にすることで、新たな知見が得られると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、スウェーデンにおける「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界域に焦点をあてる。1. 「政府」と「市場・市民社会・家族」の各々の境界域で 2000 年以降生じている新たな事象（制度政策、実践等）を調査し、具体的に幅広く明示する。2. それらの事象についてのスウェーデン社会での論点を整理する。3. 調査結果をもとに、福祉国家の中核領域や公的責任範疇の観点から考察を行う。この三段階で研究を進めることで、スウェーデン福祉社会の今日的な構造を多元的な視点から明らかにすることを、本研究の最終的な目的とした。主に高齢者福祉分野での境界域の部分丁寧な分析し、大きな政府部門に特徴づけられる福祉国家の枠組みや理論とあわせて検討することで、21 世紀のスウェーデンの福祉と社会について新たな知見が獲得することを目指すものである。

3. 研究の方法

第一に、文献研究である。現地文献資料を幅広く収集して徹底的なレビューを行う。第二に、現地スウェーデンでの、市場・市民社会・家族の各領域におけるアクターへのインタビュー調査である。第三に、国内外の研究協力者等へのインタビュー、個別またセミナーでの討議等である。

4. 研究成果

研究目的に対して研究期間内得た主な成果を、以下 3 点から記す。

1) 2000 年以降生じている事象とその論点整理

文献資料研究では、学術的文献に留まらず、業界雑誌や新聞記事、市民団体のメーリングリスト等も参照し、幅広い情報収集を行うことで、当初の予定通り、多角的な論点整理を行った。団体や研究者へのインタビュー調査に加え、フィールドワーク中のインフォーマルな人間関係や会話を通じて得た情報知識も活用した。

表 1 に簡潔に示す通り、市場・市民社会・家族の各セクターでみられたさまざまな事象を、当初設定した枠組みにしたがい整理分析した。先に総括すれば、各々のセクター内で新規に大きな事象が多々誕生したり、各セクターの役割が拡大したりする動向は当初の予想以上にみられなかった。以下、セクターごとに調査研究成果のポイントを記す。

【市場】

市場では、最も主要な事項として、家事援助サービスの税控除制度 (RUT, 2007 年～) がある。同制度に関する社会福祉分野での議論は、低所得者が利用しにくい意味で格差拡大への懸念と批判が継続しているが、実社会では短期間で広く浸透していた。またこの制度自体（労働市場分野）が直接には社会福祉制度・施策とは無関係であり、制度利用者のうち高齢者は約半数という客観的事実も見出された。公的認定外のサービスゆえ、制限が僅かで利用しやすかったり、状況によっては（公的なホームヘルプよりも）割安であったり、高齢者の場合は公的ホームヘルプ利用に至らない場合の選択肢として定着していた。近年の社会的論点も、福祉的側面からではなく、利用増大による公的財源抑制のための規制拡大（子どもの宿題見守りは除外など）がみられた。その他、市場での民間営利事業者による福祉サービス供給割合は、一定拡大したのち維持されたままである。

【市民社会】

市民社会では、①伝統的な組織団体の活動、②人道団体、③その他新たな活動、④政府と市

民社会の協定、の4つの側面で整理された。①は、年金生活者団体の活動に代表される。今日も、日常の交流や社会生活の基盤となっていたが、そこでの伝統的な助け合いである「友愛訪問」について、本調査の限りでは、特に高齢者側での活発化も、行政からの促進も見られなかった。②は、赤十字や救世軍等の伝統的な既存の人道団体は、公的制度の枠外の部分で定着した活動を行っていた。特に赤十字の事業は、家族支援、高齢者の孤独への対応で、当事者グループ支援等であった。他、主にキリスト教系団体が、依存症やホームレスの課題等、より社会的排除に関わる支援を提供していた。スウェーデン教会は、教区地域内の高齢者の個別相談、行事開催、施設訪問など伝統的なスタイルで活動していた。③その他数は少ないが一部、高齢者の孤独防止で、地域での自宅開放型お茶会ボランティア等もみられた。ただし、社会全体としては、難民支援や子ども若者支援がより深刻な課題となっており、上述の各団体での新規事業は主にそちらの分野で進行していた。④の協定は、2008年の締結後、地域版が展開しつつあるが、政府と市民社会の対話を重視するコンテキストは不変である。関連して、サービス供給については、市民社会によるサービス供給役割も限定的なまま不変で、互助の仕組み化（日本での少額を介した助け合い活動など）の促進も見られなかった。ただし、近年新たに「IOP」という行政とのパートナーシップによる委託制度が誕生し、一部利用され期待も呈されている（例えば、Forum, Famna等の主要団体）。※インタビューは、スウェーデン教会、年金生活者団体、RFS（コンタクトパーソン等の公的制度内ボランティアの団体）等で実施した。

【家族】

家族は、先行研究の指摘の通り、実際には多くのケアを担っている。家族介護者の会の広報では、家族介護による公費節減効果を強く主張する動向もみられた。しかし、上記の市場（RUT）の場合のように、家族介護者の会も高齢者はその約半数で、高齢者福祉分野に特化した論点ではなく、障がい児の親等を含めてケアと仕事の両立や所得保障が議論されている点が見出された。また、家族の介護については、スウェーデンではあくまで家族（親子のみならず夫婦でも）に介護責任はないことが、本調査のインタビューのなかで度々きかれた。必要な（特に身体的）ケアは公的制度で提供され、家族と一緒にいたい、ケアをしたいという思いが実現できるべきというコンテキストは、日本とかなり異なる部分であった。

一方、狭い意味での家族に留まらず、家族や親族、近隣の友人等も含めて、インフォーマルな助け合いが大きな役割を果たしていることも、文献研究やヒアリングの中で見出された。可視化されにくい部分だが、今日に続いているインフォーマルな助け合いは、基本的に個人対個人で行われており、地域単位や団体を通じて仕組み化する動きが特にみられなかった点は、日本と大きく異なっていた。

2) 行政による介護ニーズ判定枠外での取組と連携

現地調査を通じての予想外の事項として、市場・市民社会・家族セクターの役割拡大というよりも、むしろ、「介護ニーズ判定の枠外」での、政府（自治体）内での連携拡充や、他セクターとの連携の拡大が顕著である点が見出された。例えば、行政運営の高齢者活動センター（介護予防）や介護家族支援は、地域開発と福祉部門の連携で開始され、家族や多数の民間団体（年金生活者、赤十字、個人のボランティアも）と連携していた。その連携は、形式的な会合等というより、実際の、個人のつながりや同一建物のなかでの職員間の連携が主であった。また、多くの自治体が2000年代に導入した75才以上向けの無料お手伝いサービス（電球取替等）も今日定着しているが、利用数の急増問題は全くきかれず、特にトピックにあがってもいなかった。※ストックホルム市内の行政区の日中活動支援、ヴェクシュー市の福祉部でインタビュー、を実施した。高齢者・子どもの地域での集いの場も見学した。

こうしたスウェーデン福祉社会の分析に必要なコンテキストの理解は、毎年の現地調査、特に2018年度中の滞在によるフィールドワークにより可能となった。現地の複数の研究者（専門は、高齢者ケア、市民社会研究、教会福祉、福祉政策と多様）とのディスカッションの中で、スウェーデンの文脈としては、「福祉国家の減退」が他国と同様には設定できないことが確認できた。1980年代ほど寛容ではないとしても、必要な介護は公的に提供されており、現在の高齢者は出来る限り介護サービスを利用したくない（自立したい）と思っている世代であるというのである。

3) スウェーデン福祉社会の構造を捉える分析軸と視点

研究開始当初、政府から多セクターへの、privatization, re-familialization, 市民社会への期待という構図を念頭においていた。そのトレンドは大きな意味では存在するが、2000年代以降とりわけ2010年代以降は、1990年代に見られた民営化や市民社会への期待といったイデオロギー論争は沈静化している様子が見られた。担い手としての高齢者への視点（第三の世代論）も、その後目立たない。上記2)で述べた通り、今日の変化はむしろ、公的介護認定外でのサービスや事業等（行政による簡単な支援や無料のアクティビティ、民間企業からの購入の拡大。個人や近隣での簡単な支え合いの持続）の部分であり、セクターを問わず、フォーマルからインフォーマルへの変化（制度内から制度外へ）としてより顕著かつ特徴的であると考察された。

だがこれは、単に公的サービスの減退の危機と捉えられるものでもない。また、制度（ホームヘルプや施設）の枠外で生じている事象は、法制度や統計に殆ど現れない。スウェーデンで

の民営化の議論は、統計やエビデンス不足が 20 年来問題視されているが、それに通じる部分が垣間見え、今後課題として顕在化してくることも想定される。そして、インフォーマル化がそのまま、家族介護の量的増大ではないことにも留意する必要がある。実際、担い手育成や、住民互助制度の、行政からの促進もみられなかった。高齢者介護が現在も、必要な場合は公的責任で提供されており、家族や市民社会の役割とは明確に区別されていることが、変わらぬ土台にある。

以上のように、本研究が設定したテーマは法制度上では大きな変容はみられず、各セクター内部のみに焦点をあてても、福祉社会の構造は不変としか映らない。だが本研究で、政府と「市場・市民社会・家族」の境界域という観点でアプローチしたことで新たな知見が獲得できた。高齢者福祉に主眼をおきつつ、一部関連して児童家庭福祉も視野に含めたことで、気づきを得られた部分（個別支援、教会のアプローチ等々）もある。※国外では Ersta Sköndal Bräcke university, Borås university, Samaritarhemmet, Stockholm university の研究者、国内では大阪大学、熊本学園大学、東海大学の研究者に協力を得た。

これをふまえ日本に対して、福祉制度の持続可能性に向けて公民一丸の取組は必要であるが、その発展のためにも、高齢者介護の公的責任範疇、家族が担うケアの内容、家族の責任を踏み込んだ議論が必要という示唆が得られた。社会的合意や一定の安心感があつた上で、コミュニティや近隣での助け合い、市民社会の特性を生かした実践の発展にもつながることが、スウェーデンの例に現れていた。また、制度外での支援増加は、日本でもスウェーデンと同様の課題（データや現状把握が困難）が生じると想定できる。

本研究を通して改めて、海外事情を掘り下げて理解するには、福祉文化、社会哲学のような部分（自立、ひとり暮らしの考え方）の探求を並行する必要があるが明らかになった。スウェーデンの場合、個人主義という特徴が、公民を問わず 1 対 1 での支援のあり方、仕組み化はされない近隣での助け合い等、が特徴的であった。本研究で得た成果と視点を、今後、スウェーデンを含む諸外国また日本の福祉社会のあり方の探求に活かしていく。

表 1. 政府と「市場・市民社会・家族」の境界域で生じている事象（2000 年代以降）

政府と次のセクターとの境界域	< 1 > 近年生じている変化の具体例	< 2 > 論点やコンテキスト
A 市場	家事援助サービス税控除(RUT)	柔軟性（認定内サービスより） 低所得者に不利
B 市民社会	1)伝統的な組織生活（年金生活者団体等） ・友愛訪問（維持、減少） ・自治体による自由参加プログラム（介護予防等）への積極的な参加（新） 2)伝統的な人道団体（赤十字、スウェーデン教会等） ・基本は不変、教会では高齢者向けの資源減少 3)新たなタイプの活動 ・ごく一部、自宅開放型のお茶会等 4)政府と市民社会の協定	従来と同様の活動継続（文化、交流、政策決定過程）で、介護や互助ではない 従来と同様の活動継続（個別相談、家庭訪問、家族支援、礼拝）、孤独防止 高齢者以外の世代や対象層への注力増 孤独防止 従来同様、対話の重視（供給役割は含まず） パートナーシップに基づく委託契約（IOP）
C 家族	家族によるケアの増加 家族への社会的支援拡大 1990s-2000s 以降は大きな変化なし	・若い世代・高齢者を含む家族ケアの経済的側面（介護者の労働時間短縮による不利、公費節約効果）を社会に啓発
政府（基礎自治体）内 ※市民社会、家族との連携	自由参加の日中活動の場の増加 75 才以上向けのお手伝いサービス	介護予防、転倒予防 家族支援 団体等との連携 専門職とボランティアの役割分担

< 成果の国内外における位置づけとインパクト >

本研究の成果として、日本国内で、スウェーデンの福祉についてはマクロでの福祉国家の議論や公的施策に関する先行研究の蓄積は大きいですが、本研究での「市民社会・家族・市場」（の境界域）の視点でアプローチする研究は極めて少ない。そのため、本研究で獲得した新しい知見は、社会福祉研究、政治学、北欧研究等の複数の学術分野における福祉社会展望の議論に貢献できる。特に、社会福祉分野においては、日本でまさに今、社会福祉制度の持続可能性が追求され、公民連携、市民の役割拡大が大きなテーマとなっている。政府の役割が大きいスウェーデンでの公的責任のあり方の議論、近年の変化の多様な例（個別具体的な施策、市民の地域実践等）にみる動向の情報、そこから得る示唆はとりわけ有益と考えられる。

スウェーデンを含む日本国外でも、スウェーデンの福祉といえば公的施策が今も研究関心の中心である。ゆえに、市民社会や家族の役割が大きい日本のバックグラウンドをふまえ、アウトサイダーの視点でスウェーデン福祉社会を調査分析する本研究は、スウェーデンの福祉社会研究、さらに福祉社会の国際比較研究にも貢献できる。実際、Ersta Sköndal Bräcke universityでのセミナーで報告を行い、両国比較の観点で議論を行ったほか、研究期間中に国際学会（ISTR）で二度の報告を行った。これを基盤として今後、本研究の成果を英語で発信することで、一層着実に国際的な議論に参画していくことを目指す。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

①米田百星、吉岡洋子、ドイツにおける新しい家族政策—歴史的展開からみる新たな歩みと課題、頌栄短期大学研究紀要、査読無、42号、2017、1-14.

〔学会発表〕(計 4 件)

①吉岡洋子、スウェーデン教会による地域での子ども対象の活動・支援—多様なアプローチから生まれる社会的つながり、北ヨーロッパ学会第16回研究大会、2018年

②Yoko Yoshioka, Relinquishing Advocacy in Exchange for Government Collaboration Legitimacy: The Dilemma of CSO's Engagement with Child Poverty in Japan, ISTR (International Society for Third-Sector Research) Conference, Amsterdam, Holland, 2018.

③吉岡洋子、スウェーデンのNPOによる子どもの権利擁護—「子どもの声を聴く」ことを基盤としたソーシャルアクション、北ヨーロッパ学会第15回研究大会、2017年

④Yoko Yoshioka, A Comparative Study of the Role of Civil Society Organizations in Elder Care in Japan and Sweden: Challenges Faced in the Quasi-market. ISTR (International Society for Third-Sector Research) Conference, Stockholm, Sweden, 2016.

〔図書〕(計 3 件)

①齊藤 弥生・石黒 暢・吉岡洋子：山口 幸・佐藤桃子・Marta Szebehely・Gabrielle Meagher・Sara Erlandsson・Palle Storm・Anneli Stranz・Gun-Britt Tryggvåg・Tilde Marie Bertelsen・Tine Rostgaard・Mia Vabø・Karen Christensen、大阪大学出版会、市場化のなかの北欧諸国と日本の介護—その変容と多様性、2018、430(37-56).

②伊藤篤・岡野聡子・大方美香・大西晶子・寺村ゆかの・植木信一・山岡テイ・高畑芳美・吉岡洋子・大場静枝、ミネルヴァ書房、はじめて学ぶ子どもの福祉—子育て支援、2018、242(172-185).

③伊藤良高・牧田満知子・立花直樹・香崎智郁代・下坂剛・三好明夫・宮崎由紀子・塩野谷齊・桐原誠・永野典詞・小崎恭弘・安田誠人・吉田祐一郎・加藤誠之・小口将典・大津尚志・橋本一雄・吉岡洋子、ミネルヴァ書房、子どもの豊かな育ちを支えるソーシャル・キャピタル、2018、330(295-311).

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 1 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

○取得状況 (計 1 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

翻訳

①齊藤 弥生・石黒 暢・吉岡洋子：山口 幸・佐藤桃子・Marta Szebehely・Gabrielle Meagher・Sara Erlandsson・Palle Storm・Anneli Stranz・Gun-Britt Tryggvåg・Tilde Marie Bertelsen・Tine Rostgaard・Mia Vabø・Karen Christensen 著、大阪大学出版会、市場化のなかの北欧諸国と日本の介護—その変容と多様性、2018、430(293-342).

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。